

へい せい ねん がつ
平成28年4月スタート

みんなで取り組む

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ
障害を理由とする差別をなくしましょう



だれ びょう どう まな はたら く しゃ かい 誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう
【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】は障害を理由とする差別を解消して、
しょうがい ひと ひと びょうどう せいかつ しゃかい すいしん ほうりつ
障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務で
しょうがい ひとり しょうがい りかい りゆう さべつ き ひと もと せきむ
もあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とする差別に気づき、解消していくようにご
きょうりょく ねが
協力をお願いします。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは？

しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とした差別をなくすために

しょうがいしゃさべつかいしょうほう くに し くちょうそん ぎょうせい きかん かいしゃ みせ みんかん じぎょうしゃ しょうがい
障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある
ひと たい しょうがい りゆう さべつ せい ほうりつ
人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。

しょうがい ひと たが じんかく こせい そんちよう あ きょうせい しゃ
障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社
かい
会をつくることを目的としています。

たいしょう しょうがい ひと 対象となる「障害のある人」とは？

しょうがいしゃ きほんほう さだ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほつたつしょうがい ぶく しんしん
障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の
きのう しょうがい しょうがい しゃ かい てきしょうへき にちじょうせいかつ しゃ かい せい かつ こんなん ひと
機能の障害があり、障害や社会的障壁※によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。
しょうがいしゃ て ちよう ひと ぶく
障害者手帳をもっていない人も含まれます。

しゃかい てきしょうへき しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃ かい せい かつ おく うえ しょうへき じぶつ せい ども かんこう かんねん
※社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念な
どさまざまなものことです。

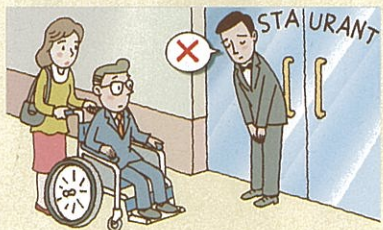
しょうがいりゆうさべつ 障害を理由とする差別とはどんなこと？

1

しょうがい りゆう しょうひん ていきよう きよひ せいげん
障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、
じょうけん つ ふ とう さべつてき と あつかい
条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例

くるま りゆう
車いすを利用していることを
理由に、レストランなどへの入
店を断った。



しょうがい しょうひん
障害があることを伝えると、
それを理由にスポーツクラブな
どへの入会を断った。



しょうがい しょうひん
障害があることを伝えると、
それを理由にアパートなどの部
屋を貸さなかった。



2

しょうがい ひと なん はいりよ もと しゃ かい てきしょうへき と のぞ
障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために
ごうりてき はいりよ おこな ごうりてき はいりよ ふ ていきよう
合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

えき ごうない し かくしょうがい ひと
駅の構内で視覚障害のある人
から質問されたが、駅員はわか
るように説明しなかった。



さいがい ひなんじょ ちようかくしょうがい
災害避難所で聴覚障害がある
ことを伝えられたが、必要な情
報を音声のみで提供した。



やくしょ かいぎ まね しょうがい
役所の会議に招かれた障害の
ある人に配慮を求められたが、
何も対応しなかった。



事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

車いすの利用者などのために、店舗などの出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなどの工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。




車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入れる飲食店などの店舗や事業所を増やす。



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害の影響で長時間立ったまま待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で) いすなどを用意する。



空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。



市民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の市民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。

駐車場の「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

障害を理由とする差別の相談窓口

障害を理由とする差別で困ったときなどは、下記の窓口にご相談ください。

堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 (堺市役所 本館7階)

電話 072-228-7818 / FAX 072-228-8918



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています
印刷用の紙にリサイクルできます



禁無断転載©東京法規出版
SG030080-Q14